

**断熱改修等による賃貸住宅の資産価値向上を強力に支援します！
～賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業開始のお知らせ～**

東京都は、入居者の健康確保や防音・防犯効果等に資する断熱改修等を実施する賃貸住宅オーナーを集中的に支援する事業を推進するとともに、太陽光発電と低圧一括受電を組み合わせる再エネ電力を導入する場合の経費も支援しています。

このたび、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業（令和8年度予算額：218億円）の助成金事前申込及び事業者登録受付を開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

(1) 省エネ化（既存住宅）

省エネ性能の診断・表示及び一定水準以上の断熱性能を確保する改修を実施する賃貸住宅の1棟所有者等に対し、当該経費を助成します。

| 助成対象 | 助成率 | 上限 | 要件 |
|--------------|-------|---------|---|
| 高断熱窓 | 2/3 | 30万円/戸 | 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、先進的窓リノベ事業又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること 等 |
| 高断熱ドア | 2/3 | 27万円/戸 | ・先進的窓リノベ事業又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること ・窓又は断熱材改修と併せて導入される場合 等 |
| 壁・床等への断熱材改修 | 2/3 | 60万円/戸 | 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること 等 |
| 省エネ診断用現況図面作成 | 10/10 | 10万円/戸 | 省エネ性能診断等を実施する際に用いる住宅の現況図面の作成であること |
| 省エネ性能の診断・表示 | 10/10 | 120万円/棟 | ・住宅のエネルギー消費性能や外皮性能を評価するものであること ・建築物の省エネ性能表示制度に基づきラベルを作成すること 等 |

(2) 再エネ設備導入（新築・既存住宅）

太陽光発電と低圧一括受電を組み合わせる各住戸へ再エネ電力を供給する賃貸住宅の1棟所有者等に対し、太陽光発電設備や低圧一括受電附帯設備等に係る経費を助成します。

| 助成対象 | 助成単価 | 上限 | 要件 |
|-------------|----------------------|---------------|---|
| 太陽光発電設備(新築) | 【 3.6kW 以下 】 | | ・当該太陽光発電システムにより供給される電気が、当該太陽光発電システムを設置する賃貸住宅の全住戸で使用可能であること ・都内の賃貸住宅又はその敷地内に新規に設置されたものであること 等 |
| | 18万円/kW | 54万円 | |
| | 【 3.6kW 超 50kW 未満 】 | | |
| 太陽光発電設備(既存) | 15万円/kW | - | |
| | 【 3.75kW 以下 】 | | |
| | 30万円/kW | 90万円 | |
| 機能性 PV 上乘せ | 【 3.75kW 超 50kW 未満 】 | | |
| | 24万円/kW | - | |
| 機能性 PV 上乘せ | 機能性の区分に応じて | 最大 10万円/kW | 優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準に定める機能性の区分に応じる |
| 架台設置上乘せ | 20万円/kW | 発電出力 | 賃貸住宅の陸屋根への施工に限る 等 |
| 防水工事上乘せ | 18万円/kW | 50kW 未満 | 既存賃貸住宅の陸屋根への施工に限る 等 |
| 電力量計 | 7万円/戸 | - | 計量法に基づく検定を受けた電力量計であること 等 |
| データ収集装置 | 10万円/棟 | - | 太陽光発電システムと連携していること 等 |
| 蓄電池システム | 10万円/kWh | 180万円/棟 | 住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるもの 等 |

2 助成対象者

(1)省エネ化（既存住宅）

省エネ性能診断・断熱改修を実施する賃貸住宅の1棟所有者等

(2)再エネ設備導入（新築・既存住宅）

低圧一括受電を導入する賃貸住宅の1棟所有者等

※(1)及び(2)に関して本事業の助成対象とするためには、公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）に登録された事業者によって実施されることが要件となります。

3 助成金事前申込期間

令和8年5月29日～令和9年3月31日

※申込総額が上限額に達した時点で終了します。

※必ず事前申込受付完了後に事業者と契約締結してください。事前申込受付前に契約又は着工したものは助成金の対象外となります。ただし、過去に事前申込を行っておらず、令和8年4月1日～令和8年6月30日に契約締結等を行っているものは、契約締結後の申込を受け付けます。

4 事業者登録受付期間

令和8年5月29日～令和9年2月26日

※省エネ性能診断・断熱改修及び再エネ設備導入に関して、本助成対象事業を請け負うためには、クール・ネット東京に登録する必要があります。

※令和7年度に既に事業者登録を行っている場合、改めて事業者登録を行う必要はございません。

5 交付申請兼実績報告期間

令和8年6月30日～令和9年3月31日

※助成金事前申込受付完了後に事業者と契約締結し、工事が完了したものの交付申請兼実績報告を行ってください。

※令和7年度事業の交付申請兼実績報告は、本期間に関わらず受け付けています。

6 助成金申請窓口

クール・ネット東京 創エネ支援チーム 集合住宅担当

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chintai_dannetsu



本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する事業です。
戦略20 ゼロエミッション「エネルギー効率の最大化」



【問合せ先】

<助成制度について>

東京都 環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課 （電話）03-5388-3709

<申請受付について>

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
（電話）03-6258-5317